

埼玉県臨床検査精度管理専門委員委嘱要綱

(平成18年4月1日保健医療部長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、臨床検査精度管理指導事業の効果的实施を図ることを目的として、当該事業における専門的知識を必要とする事務を処理するため委嘱する埼玉県臨床検査精度管理専門委員（以下「委員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員は、次に掲げる事務を所掌する。

- 一 知事が行う臨床検査精度管理調査を企画し、その調査結果を評価し、調査参加施設に対し精度管理上の助言を行うこと。
- 二 臨床検査技師等に関する法律第20条の3の規定に基づいて登録申請のあった衛生検査所に対して行う実地検査及び同法第20条の5の規定に基づいて行う衛生検査所の立入検査に立ち会い、その精度管理等について助言指導を行うこと。
- 三 その他知事が定める事項。

(委員)

第3条 知事は精度管理に関し相当の知識及び経験を有する者のうちから委員を委嘱し、又は任命する。

- 2 委員の数は12人以内とする。
- 3 委員は非常勤とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(連絡会議)

第5条 知事は、必要に応じて連絡会議を招集する。

(議長)

第6条 連絡会議に議長を置く。

- 2 議長は、委員の互選により選任する。

- 3 議長に事故がある時は、委員のうちから互選された者がその職務を行う。
- 4 議長は、連絡会議を代表し、議事を総理する。

(庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、保健医療部医療整備課で処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めることのほか、委員及び連絡会議に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 「埼玉県臨床検査精度管理専門委員会設置要綱」(平成17年4月1日保健医療部長決裁)は廃止する。
- 3 この要綱は、平成22年5月1日から施行する。